

「ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券」取扱店登録申込書兼誓約書

笛吹市長／笛吹市商工会長宛

令和 年 月 日

笛吹市の「ハートフルタウン笛吹 市民生活応援商品券」事業の趣旨に賛同し、取扱事業所として申込みをいたします。なお、申込みにあたっては、誓約事項を遵守するとともに、申込内容に虚偽がないこと、また本事業の趣旨に反する不正な行為をおこなわないことを誓約いたします。

申請者	事業所名	フリガナ
	代表者名	(印)
	住所（本社・本店）	〒 -

【登録情報】※申込書は、「店舗ごと」に作成して下さい。

広告掲載項目	店舗名（屋号）	フリガナ		
	店舗住所	〒 - 笛吹市		
	店舗電話番号		FAX	
	業種 (○をつける)	飲食業 / 小売業 / 宿泊業 / 理容・美容業 / 運輸業・自動車整備業 建設業・製造業 / その他()		
	登録区分 (○をつける)	共通事業所 (本社・本店が市外の場合) 「全事業所共通券」のみ回収可能	地元事業所 「全事業所共通券」・「地元事業所限定券」 の両方回収可能	
店舗担当者名	フリガナ	連絡先	電話番号	

【商品券精算振込先】

精算振込先金融機関						
金融機関コード					支店コード	
金融機関名				支店名		
預金種別	普通 / 当座	口座番号 (左詰め)				
口座名義	フリガナ					

・添付書類

「振込先金融機関口座の通帳のコピー」（通帳のオモテ面 + 通帳を開いた1・2ページ目）

※インターネットバンキング等により通帳がない場合は金融機関が発行する口座証明書等

【市・商工会・金融機関 处理欄】※記入しない

【商工会 会員・非会員】

受付日	R . . .	承認日	R . . .	登録番号		扱者印
-----	---------	-----	---------	------	--	-----

裏面の誓約事項を必ずご確認ください

誓約事項

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受付けません。
- ③商品券の再販をいたしません。
- ④商品券の偽造・悪用はいたしません。
- ⑤商品券を紛失・破損した場合、すべて自己責任とします。
- ⑥商品券の有効期間中【令和 8 年 4 月 1 日（水）～令和 8 年 7 月 31 日（金）】は取扱店舗として参加し、店頭または店内にチラシ等を掲示し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退はいたしません。
- ⑦商品券の取扱い、取扱店舗の責務のほか募集要領に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧登録店区分により、回収・換金できる商品券は次の通りであることに同意いたします。

回収可能券種 登録区分	全事業所共通券	地元事業所限定券
共通事業所	○	×
地元事業所	○	○

※共通事業所とは、法人または事業主の本社（本店）が笛吹市外にあって事業所が笛吹市内にある事業者
(ただしコンビニエンスストアなどは地元事業所となります。)

- ⑨商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑩商品券の取扱いに関して、笛吹市及び笛吹市商工会からの立入検査、改善要請等があった場合にはそれに従います。
- ⑪店舗名（事業所名）・所在地・電話番号・業種の公表（専用 HP・チラシ等に掲載）について同意します。
- ⑫取扱店登録情報は、笛吹市・笛吹市商工会・山梨中央銀行と共有することに同意します。
- ⑬商品券の使用期間は商品券に記載の期間とし、以後は使用不能で無効となることに同意します。
- ⑭換金期限以後の商品券の換金は不可能となり無効となることに同意いたします。
- ⑮登録する事業所・店舗は『風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第 2 条第 5 項に規定する営業を行う者』、『特定の宗教・政治団体と関わる店舗等』、『公序良俗に反する店舗』、『暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者』ではありません。

※申込書は、「店舗ごと」に作成して下さい。

- ・添付書類 「振込先金融機関口座の通帳のコピー」（通帳のオモテ面 + 通帳を開いた 1・2 ページ目）
※インターネットバンキング等により通帳がない場合は金融機関が発行する口座証明書等